

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
1							契約日について、全体工程での参考として必要になりますので、想定契約時期をご教示ください	全面供給開始期限をもとに想定して下さい。
2							契約書記載の金額は消費税込みの金額との理解でよろしいでしょうか	契約書記載金額は消費税込みです。
3					4 - (2)		各金利基準日の10年後の応答日 各金利基準日の10年後の応当日	ご指摘のとおりです。
4					7		支払場所が「横浜市下水道事業出納取扱金融機関」は「環境創造局出納事務取扱店」の間違いではないでしょうか	事業契約書(案)の通りです。
5	1	1章		1	(3)		維持管理・運営準備期間に関しては、今回の事業内容から、本契約の締結後から1ヶ月間ではなく、本契約締結後から最初の新規発電設備完了確認通知書受領後又は最初の新規発電設備引渡し後に修正願います。	「本契約の締結日から、乙が最初の新規発電設備完了確認通知書を受領する日までの期間」とします。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
6	3	1章		1	(39)		「発電機棟」は、発電機棟並びに建設付帯設備のうち、業務要求水準書、応募者提案等で規定される乙の管理範囲に含まれる部分と定義されていますが、同条33項及び要求水準書第3-1-(1)-ウにて、事業者の運営・維持管理範囲は「ガス発電機棟のうち必要部分」とされており「発電機棟」の定義及び事業者の管理範囲の規定があいまいです。用語の統一をお願い致します。	第1条33項の「の必要部分」を削除します。発電機棟の定義は同条39項によります。
7	4	2章		4	2		当該施設とは、更新対象既設発電設備との理解でよろしいでしょうか	ご質問の通りです。
8	4	2章		4	2		横浜市が更新対象外既設発電設備の維持管理及び運営の計画及び実施を平成22年3月31日まで行うとありますが、更新対象外既設発電設備(50号機)は、この期間であっても応募者提案によって扱われると考えてよろしいでしょうか	公募要項Q&A No3の回答をご参照ください。
9	4	2章		5	4		事業期間終了日の翌日から少なくとも2年間を経過するまで解散することはできないとありますが、事業終了後の事務所経費は計算書上どのように記載すればよろしいですか	事業最終年度に一括計上するようにしてください。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
10	5	2章		8	1		齟齬が生じた場合 齟齬が生じた場合	ご指摘の通りです。
11	5	2章		9	1		更新対象外新規発電設備は更新対象外既設発電設備の間違いではないでしょうか	ご指摘の通りです。
12	7	2章		11	8		毎月25日までに、とあるのは甲より請求書を提出された月の25日までに、との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。
13	8	3章	1	13	2、3		合理的な工期とは何を持って合理的とするのでしょうか	通常であれば実行可能な工期を意味します。
14	8	3章	1	13	4		費用清算の合理的な範囲とは、横浜市と事業者が協議の上同意した相当額と考えてよろしいでしょうか	工期変更によって直接生じた損害および増加費用はもちろんのこと、間接的に生じたものも含まれるが、その判断は第三者からみても明らかに関連するものに限られるとする趣旨です。
15	8	3章	1	14	1、2		消化ガス成分であるシロキサン等の過去測定結果が業務要求水準書に記載されておりますが、3年以上も前の測定結果であり、事業締結後の横浜市との標準的な範囲の確定では、提案事業者によりシロキサン濃度の設計基準が異なることが想定されます。可能であれば、今現在のシロキサン濃度の測定を基とした、標準的な範囲をご提示いただきたいと思います	本市ではシロキサンの濃度の変動はないと想定しています。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
16	8			14	2		「調査を行わなかったこと起因する」「調査を行わなかったことに起因する」	ご指摘の通りです。
17	9			16	2		乙の増加費用及び損害には金融費用も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	含まれます。
18	11	3章	3	22			更新建設工事に、通常の建設工事同様、各機器の横浜市立会い工場検査は行われるのでしょうか。またこの工場検査は国内に限られるのでしょうか	原則として事業者の自主検査とします。
19	11	3章	3	22	1		業務水準を確保する方法を明記した施工計画書作成に関し、既設発電設備を含めるのは、事業範囲外を保証することになります。既設発電設備に関しては業務水準の確保は取り合い工事のみと考えますが、お考えをご教示ください	施工計画書の対象を、「取合工事にかかる既設発電設備及び新規発電設備」とします。
20	11	3章	3	23			工事監理者は専任の義務はあるのでしょうか	工事に支障さえなければ専任であることを義務づけるものではありませんが、横浜市としては専任であることが望ましいと考えております。
21	11	3章	3	23			工事監理者は工場制作期間と現地施工期間で変更は可能でしょうか	可能です。
22	13	3章	3	28	2		帰責事由の所在が甲及び乙のどちらにあるのか明確にできない場合は、増加費用及び損害の負担については別途協議とする、として頂けますでしょうか。	特に規定は設けませんが、関係者協議会で協議されるべき事項となる理解です。
23	13	3章	3	28条	2		合理的費用には金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
24	14	3章	3	29			「工事の施工に伴い通常避けることが出来ない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を全て賠償しなければならない。」とありますが、通常避けられない損害は、甲の負担と考えるのが合理的ではないでしょうか。よって乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合のみ、乙の負担とさせて頂けないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。
25	14	3章	3	30			更新建設期間中の、不可抗力以外の事由(甲又は乙の帰責事由)によって建設機械器具等に生じた損害又は増加費用の負担についても規定頂きたくお願い致します。	損害の原因者が明らかな場合は当該原因者の負担となります。
26	15	3章	3	31	10		本件はBTO案件でもあり、検査結果が適合しているという貴市の見解を明確化頂くためにも本項の削除をご検討下さい。	事業契約書(案)の通りといたします。
27	15	3章	3	33	1		別紙6記載の当該更新建設工事費対し 別紙6記載の当該更新建設工事費に対し	ご指摘の通りです。
28	16	3章	3	34	2		「ただし、当該新規新規発電設備の瑕疵につき乙に故意又は重大な過失がある場合は…」とありますが、重大と判断する基準をご教示願います。また瑕疵が重大であるかの判断は、甲乙協議するものとして頂けないでしょうか	完了検査後に故意に別の発電設備に取り換え、又はきわめて初歩的な確認作業の懈怠等により瑕疵が発見できず、その結果として発電設備の機能が低下した場合のような特に責任が重大であることが明瞭な場合を想定しています。
29	16	3章	3	34条	5		事業契約における乙の負担については各種請負契約にてパススルーすることは不可欠と存じますが、契約上、工事請負人が修補、賠償をなすべき相手は乙であるため、本項の「甲に対し」という表記はご検討頂けますでしょうか。	請負契約において、事業者の事業契約上の責任が請負人に転嫁されることが本事業の安定上好ましいと考えられます。34条5項はかかる規定を請負契約に盛り込むべき義務を乙に課すものであるという理解です。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
30	17	3章	3	35	5		解体撤去された鉄塊等のスクラップとしての現在価値を評価するために、更新対象設備の材料構成比率をご教示ください。また、事業契約書(案)の鉄塊1t当たりの価格は事業者提案書に準拠していただくようお願いいたします	材料構成比率のデータは関心表明者に開示しません。 また、鉄塊1t当たりの価格の記載にあたっては応募者提案を尊重いたします。
31	17	3章	3	35	6		「撤去完了確認検査」「解体撤去完了確認検査」	ご指摘の通りです。
32	17	3章	3	35	7		「撤去完了確認通知書」「解体撤去完了確認通知書」	ご指摘の通りです。
33	18	4章	1	37	1		発電機棟を含む全体施設～、とありますが第1条(33)「全体施設」の定義において発電機棟の必要部分は全体施設に含まれています。ここでいう発電機棟とは何を指すのでしょうか。	「発電機棟を含む」を削除します。
34	19	4章	1	38			維持管理・運営準備期間に関しては、今回の事業内容から、本契約の締結後から1ヶ月間ではなく、本契約締結後から最初の新規発電設備完了確認通知書受領後又は最初の新規発電設備引渡し後に修正願います。	「本契約の締結日から、乙が最初の新規発電設備完了確認通知書を受領する日までの期間」とします。
35	19	4章	1	40	1		近隣対策について合理的に要求される範囲をご教示ください。また、今現在行っている近隣対策をご教示ください	通常であれば避けられる、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞等による近隣からの苦情等が生じないように行う対策を意味します。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
36	20	4章	1	43	1		「全体施設の維持管理又は運営に伴い通常避けることが出来ない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を全て賠償しなければならない。」とありますが、通常避けられない損害は、横浜市の負担と考えるのが合理的ではないでしょうか。よって字御者が善良な管理者の注意義務を怠った場合のみ、事業者の負担とさせていただきますでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。
37	20	4章	1	47			年次報告書は年次計画書に対する報告との位置付けであれば、下記の通りではないでしょうか。 ・事業期間中 維持管理・運営期間中 ・年次計画 第44条にて定められる年次計画書	ご指摘のとおりです。
38	22	4章	2	49	1		「発電機棟の点検」を「事業者提案範囲による発電機棟の点検」へ修正願います	第1条39項で発電機棟が定義されていることをうけ、「業務要求水準書記載の範囲に係る」を削除します。なおこれに伴い第50条でも同様の修正をいたします。
39	22	4章	2	49	1		「(事業者提案範囲による)発電機棟の点検、保守及び修繕を行う」とありますが、例えば事業者がガスエンジン用給排気ファンなどの設備を含まない提案をした場合、この設備が故障した場合の大規模修繕は別途、横浜市で実施するものと考えてよろしいでしょうか	業務要求水準書 第3 1(1)ウに従ってご判断ください。
40	22	4章	2	49	3		事業期間にわたり甲が調達する備品等とは具体的に何をさすのかご教示ください	施設の運営管理に必要な装置等を想定しています。
41	22	4章	2	50	1		乙帰責、法令変更、不可抗力以外に大規模修繕が必要となるケースとは、どのようなケースを想定されているのでしょうか。	特に具体例を想定しておりません。
42	22	4章	2	50	1		大規模修繕に関する甲負担の費用について、一括支払いとなっておりますが、工事完了、検収後に乙からの請求により支払われるという理解でよろしいでしょうか？また請求後、支払いまでどのくらいの日数を要するのでしょうか。	大規模修繕工事を別に発注する形になりますので、当該工事の支払手続は、通常の工事の場合と同様です。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
43	22	4章	2	50	1		(ただし、維持管理費の増加は含まない)とありますが、発電機棟の大規模修繕又は増改築により維持管理費用が増加した場合は、甲による増加費用のご負担をお願いいたします。	大規模修繕又は増改築によって維持管理費が増減する場合には、当該維持管理費は、第50条の増加費用には含まれず、第85条以下の業務方法の変更手続きによるものとする理解です。
44	22	4章	2	50	1		発電機棟の大規模修繕業務は事業者の業務の範囲外であるため、法令変更又は不可抗力のリスクは貴市負担とすべきではないでしょうか。	事業契約書(案)10章・11章の通りです。
45	23	4章	2	53	1		瑕疵担保については準用外と考えてよろしいでしょうか	事業契約書(案)の通りです。
46	23	4章	3	55			発電設備等の大規模修繕の定義をご教示ください。	建築物修繕措置判定手法(建設大臣官房官庁営繕部監修)に準ずるものとします。
47	23	4章	3	55	6		法令の変更による費用負担について、この費用には法令の変更による大規模修繕費又は更新における費用のほか、サービス対価の減少や、維持管理費の増加等の付随する費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか	事業契約書案106条および109条の通りです。
48	23	4章	3	55	6		発電機棟の大規模修繕業務は事業者の業務の範囲外であるため、法令変更又は不可抗力のリスクは貴市負担とすべきではないでしょうか。	事業契約書(案)10章・11章の通りです。
49	23	4章	3	55	6		「一括で支払うものとする」とありますが、支払いの時期及び方法を具体的に教示ください。またこの場合建設負担金支払いの必要はありますでしょうか	大規模修繕工事を別に発注する形になりますので、当該工事の支払手続は、通常の工事の場合と同様です。
50	24	4章	5	61	1		各種手続きの種類をご教示ください	業務要求水準書のとおりです。最終的には優先交渉権者選定後の事業者と横浜市との協議により決定します。



第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
51	24	4章	5	61	2		「各種測定項目について測定する。」とありますが、各種測定項目と頻度につきまして、具体的な項目と頻度をご教示ください。ご教示いただけない場合は、業務要求水準を満たす事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか	基本的には業務要求水準書のとおりです。詳細は事業者と横浜市との協議により決定します。
52	24	4章	5	62	1		十分な経験と知識を有する者を責任者と定めとありますが、常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか	業務要求水準書を満足すれば、ご質問のような提案を否定するものではありません。
53	25	4章	5	63	1		施設管理担当者とは、北部汚泥資源化センターの施設管理担当者を指すのでしょうか。	ご質問の通りです。
54	25	4章	5	63	4		改善を求めた日から15日以内に改善措置を講じないときとありますが、改善措置内容により15日以内での改善が困難な場合がありますので、原則15日以内に改善措置を講ずることとするが、期間については甲乙協議とすることに変更願います	環境保全の観点から、一定期間を過ぎてもなお改善措置がとられない場合には、発電設備の全部又は一部の運転停止を求めるとしてまいりました。
55	25	4章	7	66	2		パンフレット等の出版物は具体的に何を示しますか。また、作成費用はどちらの負担になるのでしょうか	内容は事業者の判断によります。作成費用は、乙負担です。
56	25	4章	7	66	2		施設見学者は、本施設見学のみではなく、北部汚泥資源化センター全体の見学者であると想定されますが、この場合、センター全体のパンフレット等の出版物への費用負担は事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか	ご質問の通りです。
57	26	4章	9	68	3		「更新期間中は、甲による更新対象既設発電設備及び更新対象外既設発電設備を用いた電力及び温水供給との調整を、甲と協議の上行う」とありますが、更新対象、更新対象外既設発電設備の運転または休止は業務要求水準を満たす事業者提案を反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか	ご質問の通りです。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
58	26	4章	9	69	1		電力の供給を停止、中止している期間も消化ガスを全量引き取る必要があるのでしょうか。	必要があります。ただし、更新建設期間中及び定期修繕期間中の場合には甲に安全燃焼装置の利用を依頼することができます。
59	26	4章	9	69	2		更新建設期間中の更新対象外既設発電設備の運営は市が行うにも関わらず、当該期間中の消化ガスの有効利用の義務は事業者が負うのでしょうか。	事業契約書(案)の通りです。
60	26	4章	9	69	2		事業者が作成する消化ガス有効利用計画に安全燃焼装置の使用を含めた場合、突発的な消化ガス量の増加の有効利用方法として安全燃焼装置での対応は含まれるとの理解でよろしいでしょうか	使用最大責任量を超えると本市が判断した場合は、本市が安全燃焼装置を使用します。
61	26	4章	9	69	3		「甲と乙とが別途協議した基準から著しく異なり」とは業務要求水準書第1-2イに定める「消化ガス成分の標準的な範囲を逸脱した場合」との理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書第1-2イに定める「消化ガス成分の標準的な範囲を逸脱した場合」が目安となりますが、詳細は事業者と横浜市の協議で決定します。
62	26	4章	9	69	3		消化ガスの成分が甲と乙が別途協議した基準から著しく異なったことに伴い生じた設備の修補等追加費用及び損害金についても貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	本項には、別方法により消化ガスを処分することに伴う費用負担のみが含まれます。ご質問に挙げられる追加費用・損害金については、69条5項及び6項により甲は負担しないこととなります。
63	27	4章	9	69	5		「品質」、「成分」及び「圧力」の用語の定義をご教示ください。	「品質」「成分」「圧力」は例示であり、消化ガスの性状に関わる一切について保証しないという理解です。
64	27	4章	9	69	5		「成分」については同条第3項の定めがあることから、本項から削除頂きたいお願い致します。	69条3項は、消化ガス成分に変化があった場合の消化ガス処分方法に関する規定です。同条5項は、消化ガスが変動した場合の協議等に関する規定であり、趣旨が異なりますので、事業契約書(案)の通りとします。
65	27	4章	9	69	5、6		消化ガスの成分に関し、現状判明し得ない未知の成分による発電設備の損傷、劣化等の発生及び改造、維持管理、運営管理費の増加については、不可抗力の規定扱いとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力は第1条41項に限定されますが、未知の成分については別途協議とします。
66	27	4章	9	69	6		「消化ガスの有効利用等を原因として発電設備等に損傷、劣化等が生じたであっても責任を負担しない」とありますが、修補等にかかる費用は不可抗力の規定が準用されるのでしょうか。	不可抗力は第1条41項に限定され、準用されることはありません。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
67	27	4章	9	70	2		事業開始年度(平成20年度)につきましては、消化ガス有効利用計画の作成は、更新設工事中のみとの理解でよろしいでしょうか	ご質問の通りです。
68	27	4章	9	70	2		消化ガス有効利用計画には前提値として消化ガス供給量が必要となるため、「維持管理・運営準備期間終了時、及びその後の毎事業年度開始日の1ヶ月前までに」を「同条第1項に基づき、甲より月毎消化ガス供給量が通知されてから1ヶ月以内に」と明確化して頂きたくお願い致します。	ご指摘の通りです。
69	28	4章	9	71	1		取合場所の定義をお願い致します。	業務要求水準書における取合点を意味します。業務要求水準書をご覧ください。
70	28	4章	9	71	3		「…温水供給配管に熱量計をそれぞれ設置するものとする。なお、電力計及び熱量計は検定付きのものとする。」とありますが、場所によっては熱量計の物理的制約(温度計ケーブル長さ)により設置できない場合が想定されます。その場合、流量計と温度計の測定結果による演算で、供給熱量を算出してもよろしいでしょうか	ご質問の通りとして構いません。
71	28	4章	9	73	2		以下のケースについても追記願います。 「(3)甲と乙との協議による電力供給計画において計画的に発電設備の運転を停止する場合」	ご質問のようなケースは想定されません。
72	29	4章	9	73	3		以下のケースについても追記願います。 「(4)甲より消化ガスの供給が為されないとき。」	同条項の(3)に該当すると考えます。
73	28	4章	9	73	3	(2)	横浜市が設備の定期点検又は定期補修のため電力供給を停止する計画的全停電の年間回数と時間をご教示ください	原則として年に一回、8時間程度です。
74	29	4章	9	74	2		甲が必要としない温水、蒸気については、下水放出、大気放出は可能でしょうか。	温水の下水放出については下水道法、蒸気の大気放出については横浜市生活環境の保全等に関する条例に従ってください。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
75	29	4章	9	74	3		以下のケースについても追記願います。 「(3)甲と乙との協議による温水供給計画において計画的に発電設備の運転を停止する場合」	ご質問のようなケースは想定されません。
76	29	4章	9	74	4		以下のケースについても追記願います。 「(4)甲より消化ガスの供給が為されないとき。」	同条項の(3)に該当すると考えます。
77	31	5章		75			環境事業局は資源循環局への読み替えと理解してよろしいでしょうか	ご指摘の通りです。
78	30	5章		75	4,5		支払利息の期間配分の規定については、「～支払開始日の属する月より、基準金利見直日の属する月の前月までの月数で除した額」ではなく、合計月数のうちの当該期間の月数を掛けた金額とすべきではないでしょうか。	事業契約書(案)の通りとします。
79	30	5章		75	5		「基本料金対象建設工事費」「基本料金対象更新建設工事費」	ご指摘の通りです。
80	31	5章		75	6		資源循環局からの売電単価の算定方法を、また近年の実績をご教示願います。	資源循環局との協議により決定しています。平成19年度は8.34円/kWhです。
81	31	5章		75	6		応募者提案記載の毎年度計画発電総量を超える発電量には、資源循環局から前年度に買電した単価又は従量料金単価のいずれか低い単価を用いて算出した電力従量料金を支払うことになっています。しかし、消化ガス量が増えた場合、発電量が増えるだけでなく発電設備の稼働時間も増加します。また、消化ガス中のメタン含有割合が大きく増加した場合等も発電設備の単位発電量当りの必要ガス供給量が減り、全量のガスを使用すると発電量が増えるだけでなく発電設備の稼働時間が増加します。この場合、基本料金である維持管理費の増加分は支払っていただけないのでしょうか	事業契約書(案)の通りです。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
82	31	5章		75	6		計画発電量を超える発電量の買取値段についてはインセンティブの付与を検討していただけないでしょうか	事業契約書(案)の通りです。
83	31	5章		76	3		建設負担金の定義をお願い致します。	建設負担金とは、乙が、本事業によって便益を受ける公共施設の設置又は改良のための費用です。
84	31	5章		76	3		建設負担金支払いのタイミングをご教示願います。特にSPCへ支払う更新建設工事費(出来高部分)との先後関係について明示願います。	出来高部分を含めて、乙が、更新建設工事費を受け取る場合には常に、それ以前に建設負担金を支払う必要があります。この原則のもと、優先交渉権者と協議のうえ、別紙6に詳細な日程を追記する予定です(第76条3項)。
85	32	5章		76	6		撤去費用の支払い方法につき、第1項、第4項及び第5項で特段の記載がありませんが、本項と第1項、第4項及び第5項との関係をご教示ください。第1項、第4項及び第5項には撤去費用は含まれないのでしょうか、それとも、各発電施設と同様、第1項、第4項及び第5項通りの支払い方法になるのでしょうか。支払方法を明記下さい	撤去費用の支払いは、直後の各新規発電設備の完了に係る更新建設工事費の請求時(第76条5項)に合わせて行うこととなります。撤去費に対応する建設負担金の支払いも、その請求に係る建設負担金と同時に支払うこととなります。この原則のもと、優先交渉権者と協議のうえ、別紙6に詳細な日程を追記する予定です(第76条3項)
86	32	5章		77	2		「毎月25日まで」とは、同条第1項に基づき請求書が提出された月の25日まで、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
87	32	5章		78	2		上記第1項又は第2項の場合とは、78条1項、2項を指すのでしょうか。	78条1項を指します。「上記第1項の場合」とします。
88	33	5章		79			本条項の電力供給には、ガスのカロリーが大きく影響すると思いますが、本条項には、ガスのカロリーを勘案した減額規定はございませんので、明確化して頂きたいとご検討願います	ガスカロリーの変動は想定しておりませんので、事業契約書(案)の通りといたします。
89	33	5章		79	1	(1)	「電力の基本料金の額…」とございますが、「電力の基本料金単価の額…」に訂正して頂きたいとご検討願います。	ご指摘の通りです。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
90	33	5章		79	1	(1)	「甲による消化ガスの供給が第70条第1項で通知する消化ガス供給予定量を3割以上回ったために、」の後に「もしくは消化ガスの品質、成分、圧力の変化のため」と追記していただくことをご検討願います	事業契約書(案)の通りといたします。
91	33	5章		79	1	(2)	「第48条第3項」「第48条第1項第3号」	ご指摘の通りです。
92	33	5章		79	1	(3)	用語の統一をお願い致します。 「実際消化ガス受入量」「消化ガス受入実績量」	ご指摘の通りです。
93	33	5章		79	1	(3)	用語の統一をお願い致します(従量料金) 「従量料金の10分の5」「電力従量料金単価の10分の5」	事業契約書(案)の通りです。
94	34	5章		79	1	(5)	電力の基本料金に10分の2を乗じた額、とは当該期間の電力基本料金単価の合計金額に10分の2を乗じた額との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)の通りです。
95	34	5章		79	2	(1)	「第48条第3項」「第48条第1項第3号」	ご指摘の通りです。
96	34	5章		79	2	(2)	用語の統一をお願い致します。 「当該年度実際消化ガス受入量」「当該年度消化ガス受入実績量」	ご指摘の通りです。
97	34	5章		79	2	(2)	「当該年度の基本料金の10分の3」とは、当該期間の温水基本料金単価の合計金額に10分の3を乗じた額との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)の通りといたします。
98	35	5章		79	5		本項における利息の算出根拠をご教示ください。	本来は支払われるべきであった減額されていた金額に係る利息相当額を意味します。適用される利率には、支払遅延の場合の利率を準用する(第95条1項)

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
99	37	6章		84			82、83条の変更通知により受託企業の変更を承諾頂いた場合も変更届を改めて提出するということでしょうか。	ご質問の通りです。
100	38	6章		88	2		料金改定はSPCの経営に影響を及ぼすものであり、事情変更の原則から考えて、「関係者協議会」での協議事項とする、もしくは両者が納得できる最終的な決定方法を別途検討していただきたいと考えます	事業契約書(案)の通りと致します。
101	38	6章	2	89	1		第67条1項及び2項に規定される市殿のISO14001環境マネジメントシステムへの整合に關しまして、事業期間中に同マネジメントシステムが変更され、その対応に想定外の費用が発生する場合は考えられ、協議の余地が必要と考えます。第89条1項の「法令の変更、事業規模の変更又は技術革新等」に、「又は環境マネジメントシステム等の変更」を追加願います。	ご質問のケースは「事業規模の変更」に該当すると考えます。
102	39	6章		90			甲による業務要求変更の場合にも変更届は必要でしょうか。	必要です。
103	39	6章	3	91	2	(2)	「上記 のいずれにも該当しない場合は原則1ヶ月」を「いずれにも該当しない場合は原則1ヶ月とするが、甲乙協議によりこの期間は延長することができる」に変更をお願いいたします。	事業契約書(案)の通りといたします。
104	40	6章	3	92	1		「仮対案を書面により提出」とありますが、この仮対案は7項記載の回答書記載事項をすべて含んだ内容との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
105	41	6章		93			消化ガスの供給量が3割以上上回った場合の電力従量料金単価の見直しは甲、乙双方に認められるべきではないでしょうか。	事業契約書(案)の通りといたします。
106	41	6章		93			乙は、甲が支給する消化ガス量、消化ガスの発熱量の増加により、当該事業年度の消化ガス有効利用計画に記載される当該年度の電力予定供給量を5%以上上回る場合、次年度以降の電力従量料金の見直しを求めることができる、との条項を追加していただけないでしょうか。	事業契約書(案)の通りといたします。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
107	42	6章		94	6		「相当な額」の定義をご教示願います。	相当な額とは、評価時点における出来形の合理的な評価額となります。分割払いの場合はこれに支払利息相当額が加わります。
108	42	6章		94	6		残月数とは、合計月数のうちの当該期間の月数とのことでしょうか。	契約解除日の属する月から別紙7に記載させる各新規発電設備支払期間終了日の属する月までの期間を意味します。
109	44	8章		98	1		新規発電設備の引渡し時に所有権移転される別紙1に記載される目的物引渡書に記載される器具等以外で、事業契約終了時に所有権移転されるものがあるのでしょうか。	想定している具体的な器具等はありません。
110	44	8章		98	7		同条第6項との整合から、「当該瑕疵を知った日から」「契約終了日から」に変更お願い致します。	ご指摘の通りとします。
111	46	8章		101	1・3		乙の責による契約解除違約金として”支払い期間残日数の「基本料金対象更新建設費」分に相当する額の10%相当額”とされていますが、「基本料金対象更新建設費」は工事完了後既に市に引き渡された設備の建設費返済相当額であり、維持管理運営期間における違約金として支払い期間残期間の建設費返済相当額が削減されることは、設備更新に係る甲、乙の債権・債務が不確定となります。このように設備更新に係る返済相当額が削減されることはプロジェクトファイナンスの組成に大きな困難がともないます(融資返済金相当額の収入の信頼性が劣る事となるため)。したがって、維持管理運営期間における違約金については、あくまでも「基本料金対象維持管理運営費の一定金額(たとえばその10%相当額とか)としていただけませんか。	乙の帰責事由による解除であるため、現時点では変更の予定はありません。
112	49	10章	105条(3)108条(4)				法令変更や不可抗力に伴う業務の一部を実施できなかった場合、電力料金及び温水料金から減額することができると思いますが、業務を停止したことによって免れた変動費(従量料金)部分の減額と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。



第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
113	49	10章		107			「自らが危険を負担する法令変更」とは例えばどのような変更が想定され得るのでしょうか。	法人税法の変更などです。
114	51	11章		109	3		不可抗力により「乙が負担した増加費用・損害」額には、各種契約解除・更新に伴う追加費用、違約金、損害防止費用、緊急対応費用、清掃・排土費用、徐干費用、乙の喪失利益等も含まれると判断してよろしいでしょうか。	違約金及び喪失利益は対象外です。なお不可抗力の場合は違約金の発生は予定されていません。
115	54	13章		113			別紙11保証書のほかに提出する出資保証書とは何を指すのでしょうか。	基本協定書案別紙1にある「出資者保証書」を指します。
116	54	13章		114	1		[商法第281条1項]は、「会社法第435条」に改正されているものと思われます。	ご指摘の通りです。
117	54	13章		114	1		本事業において設立するSPCの資本金が会社法上の大会社以外の場合は会計監査人の設置は不要であり、公認会計士又は監査法人の監査を受けるのは費用負担的に重い義務と考えます。この条項は削除願います。削除していただけない場合は、計算書類の信頼性を担保するため、会計参与を設置した場合については本義務を免除願います。例えば、1項に「ただし、会社法第374条により会計参与と共同して作成した計算書類等についてはこの限りではない」を追加して頂きたいと考えます。	事業契約書(案)の通りといたします。
118	54	13章		114	2		公開は横浜市による事前承諾事項としていただけませんか。	原則、公開請求があった場合は、乙に通知後の公開となります。
119	59	別紙4					横浜市にて既に付保している保険があればご教示願います。	付保している保険は特にありません。
120	59	別紙4					「基本協定書(案)第5条」に基づき各工事ごとに分離発注された場合、それぞれのEPC工事業者(構成員)が履行保証保険を付保することでよろしいでしょうか。	各工事について、更新建設工事費の10%が確保されている限り、別々での付保を否定しません。

第1回質問への回答 事業契約書案

No	頁	章	節	条	項	その他	質問・意見等	回答
121	66	別紙7	2	(1)	(ア)		[B.P.:厚生労働省]は、「RWI.:厚生労働省」の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りです。
122	65	別紙7	2	(1)	(b)		物価変動に基づく改定の基準日をご教示ください。	毎年の、契約開始日と同一日付の日を想定していますが、詳細は事業者と横浜市の協議によって決定致します。
123	67	別紙7	2	(2)	(a)		(イ)11～20年目の支払利息の計算式は、(元金の2分の1の金額)を10年間で元利金等返済する額、のみではないでしょうか。	ご指摘の通りです。
124	68	別紙8	4				[継続して使用するに支障のない状態(2年以内に……)は、[継続して使用するに支障のない状態(1年以内に……)の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りです。